

秘密保全のための
法制の在り方について
(報告書)

平成23年 8 月 8 日
秘密保全のための法制の在り方に関する
有識者会議

目次

はじめに	2
第1 秘密保全法制の必要性・目的	2
第2 秘密の範囲	3
第3 秘密の管理	5
第4 罰則	14
第5 法形式	20
第6 国民の知る権利等との関係	21
第7 立法府及び司法府	23
おわりに	25
[別添1] 本有識者会議の開催経緯・開催経過等	26
[別添2] 参考資料(事務局作成)	32
[別添3] 関係法令	44

はじめに

当会議は、本年1月、政府における情報保全に関する検討委員会から、我が国における秘密保全のための法制の在り方について意見を示すよう要請を受けた。

我が国では、近年、国民主権の理念の下、情報公開法制の整備をはじめ、行政の透明性の確保のための取組について積極的な検討がなされ、一定の成果を上げてきた。同時に、我が国を取り巻く厳しい国際情勢の下で国及び国民の利益を守るためには、政府による秘密保全を徹底することが極めて重要であり、当会議は、政府による秘密保全に係る措置が一面において国民の知る権利等と緊張関係に立ち得ることに留意しつつ、数次にわたる会議において議論を重ねてきた。

本報告書は、これらの議論を踏まえ、我が国の秘密保全法制の在り方について、当会議としての意見を示すものである。

第1 秘密保全法制の必要性・目的

我が国では、外国情報機関等の情報収集活動により、情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が従来から発生している。加えて、IT技術やネットワーク社会の進展に伴い、政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界規模で広がる事案が発生している。

我が国の利益を守り、国民の安全を確保するためには、政府が保有する重要な情報の漏えいを防止する制度を整備する必要がある。

また、政府の政策判断が適切に行われるためには、政府部内や外国との間での相互信頼に基づく情報共有の促進が不可欠であり、そのためには、秘密保全に関する制度を法的基盤に基づく確固たるものとすることが重要である。

しかし、秘密保全に関する我が国の現行法令をみると、防衛の分野では、自衛隊法上の防衛秘密や、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（以下「MDA 秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密に関する保全制度があるが^{*1}、必ずしも包括的なものではない上、防衛以外の分野ではそのよ

*1 自衛隊法は、自衛隊についての一定の事項であって公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものを、防衛大臣が防衛秘密として指定することとしている（同法第96条の2第1項）。

MDA 秘密保護法は、日米相互防衛援助協定等に基づき米国から供与された装備品等に関する一定の事項を特別防衛秘密としている（同法第1条第3項）。

うな法律上の制度がない。また、国家公務員法等において一般的な守秘義務が定められているが、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定がない上、守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が1年以下とされており、その抑止力も十分とはいえない。

以上のことを踏まえると、国の利益や国民の安全を確保するとともに、政府の秘密保全体制に対する信頼を確保する観点から、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全体制を早急に整備すべきである。

第2 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項の範囲

ある事項を秘密として厳格な保全措置の対象とすることは、これにより得られる利益がある反面、国の説明責任への影響や行政コストの増大も考えられる。このため、行政機関等が保有する秘密情報の中でも、国の存立にとって重要なもののみを厳格な保全措置の対象とすることが適当である（以下、本法制で厳格な保全措置の対象とする、特に秘匿を要する秘密を便宜的に「特別秘密」と呼ぶこととする。）。

特別秘密として取り扱うべき事項について、防衛秘密の制度を参考としつつ、関係省庁の意見を基に検討すると、

国の安全

外交

公共の安全及び秩序の維持

の3分野を対象とすることが適当である。

2 事項の限定列挙・秘匿の必要性による絞り込み

前記の3分野のいずれかに属する事項であっても、内容によりその重要度には差異があるところ、特別秘密として厳格な保全措置の対象とする情報は特に秘匿の必要性が高いものに限られるべきであるから、これらの分野のいずれかに属する事項の中から特別秘密に該当し得る事項を更に限定する必要がある。

そこで、本法制を整備する際には、自衛隊法の防衛秘密の仕組みと同様に、特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくことが適当であり、例えば「我が国の防衛上、外

交上又は公共の安全及び秩序の維持上特に秘匿することが必要である場合」(自衛隊法第96条の2第1項参照^{*2})、「その漏えいにより国の重大な利益を害するおそれがある場合」などを要件とすることが考えられる。

3 秘密の作成又は取得の主体

特別秘密の範囲を画するに当たっては、事項を絞り込むのみならず、誰が作成・取得した情報を本法制の適用対象とすべきかという観点からの検討が必要である。

(1) 国の行政機関

前記のような本法制の目的に照らし、国の行政機関が作成・取得する情報は当然に本法制の適用対象とすべきである。

(2) 独立行政法人等^{*3}

独立行政法人等は、例えば人工衛星の研究開発、大量破壊兵器に転用可能なロケットに係る機微技術の研究開発等に関して、国の安全等に関する情報を作成・取得する例がある。

独立行政法人等が、国と密接な関係を有し、実質的には国の行政の一端を担う公的機関であることを踏まえ、その独立性、業務の多様性等にも配慮しつつ、独立行政法人等が作成・取得する情報についても本法制の適用対象に含めることが適当である。

(3) 地方公共団体

地方公共団体については、警察事務において、公共の安全及び秩序の維持に関して特に秘匿を要する情報を作成・取得する例がある。

そして、地方公共団体が、国と密接な関係を有しつつ地域における行政を実施する公的機関であることに鑑みると、地方公共団体が作成・取得する情報についても本法制の適用対象に含めることが適当である。

ただし、地方公共団体が通常取り扱う特別秘密は主として警察事務に関連するものと考えられることから、地方公共団体に対する本法制の適用範囲を都道府県警察に限定することも考えられる。

*2 自衛隊法第96条の2第1項(抄)

防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの...を防衛秘密として指定するものとする。

*3 国立大学法人については、学問の自由等の観点で私立大学と区別する理由がないことから、後述(4)の大学に含めて考えることが適当である。

(4) 民間事業者・大学

前述のとおり、本法制は、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいの防止を基本とするが、政府とは直接関係を有しない民間事業者や大学においても、国の安全等に関し保護されるべき情報を作成・取得することがあり得る。しかしながら、民間事業者や大学が作成・取得する情報を本法制の適用対象とすると、経済活動の自由や学問の自由の観点から国家による過度の干渉にもつながりかねないこと等を考慮すると、民間事業者や大学が作成・取得する情報については本法制の適用対象としないことが適当である^{*4}。

ただし、民間事業者及び大学（以下「民間事業者等」という。）が行政機関等（国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等をいう。）から事業委託を受ける場合には、当該事業が行政機関等の意思決定の下でその活動の一環として実施されるものであることから、当該事業において作成・取得される情報は、行政機関等が自ら作成・取得する情報と同視し得る。そして、民間事業者等は任意の契約により事業委託を受けるのであるから、当該事業に関して特別秘密の保全義務を課すことも許容される。したがって、このような場合に限っては、民間事業者等が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当である^{*5}。

第3 秘密の管理

1 秘密の指定

(1) 指定行為

本法制の対象とする特別秘密については、厳格な保全措置の対象とするものであるから、対象となる範囲を明確に特定することが適当である。このため、標記（標記が困難な場合は通知）による指定を要件とすること、すなわち、特別秘密については、実質秘であることを前提に、要式行為たる指定行為により保全対象たる秘密の外縁を明確化し、その範囲で厳格な管理を行うことが適当である。

*4 なお、民間における情報漏えいに関しては、不正競争防止法において従業員等による営業秘密の開示等に対する処罰を規定している（同法第21条第1項）。

*5 現行法令上、防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供の委託を受けた民間業者は、防衛秘密の管理体制につき一定の基準に適合する必要があるなどその適切な管理を義務付けられるほか、民間業者が防衛秘密を漏らした場合には防衛省の職員と同じ罰則が適用される。

(2) 指定権者

各行政機関等が独自に情報の作成・取得を行っている現状にあることや、秘密指定の要否の判断は当該情報の作成・取得の原因となった具体的事務に即して行うことが適当であることに照らすと、秘密指定の権限は、原則として、特別秘密の作成・取得の主体である各行政機関等に付与することとするのが適当である。

また、行政機関等から事業の委託を受けた民間事業者等が作成・取得した情報については、当該委託をした行政機関等が、情報の流出による当該事業への影響等を最も的確に判断できると考えられることから、原則として、当該委託をした行政機関等が秘密指定を行うこととするのが適当である。

(3) 秘密指定の効果

特別秘密の指定がなされた情報は、特別秘密としての取扱いを受けることになる。

具体的には、特別秘密の指定の趣旨に照らし、これを取り扱う者が限定され、必要のない者が当該特別秘密を知得することがないよう、後述のとおり厳重な人的管理及び物的管理が求められることとするのが適当である。

なお、特別秘密の作成・取得の趣旨に照らし、他の行政機関等や民間事業者等との共有が必要な場合には、特別秘密の外部への伝達を認めることが適当である^{*6}。

ただし、特別秘密の漏えいを防ぐために、共有先の行政機関等又は民間事業者等において、法令等により特別秘密の適切な管理が確保されていることを前提とすることが適当である。

(4) 他の行政目的等のための秘密の伝達

特別秘密を保有する行政機関等が、その作成・取得の趣旨に照らし伝達が想定されない行政機関等に特別秘密を伝達する必要性を認めるべき場合があると考えられる^{*7}。具体的には、許認可、会計検査、捜査等の遂行のための伝達が考えられるが、この場合、伝達先の行政機関等において法令等に基づき特別秘密の管理が確保されていることを前提とすることが適当である。

(5) 指定の解除

*6 自衛隊法上の防衛秘密も、一定の要件の下で防衛省外の者への伝達が認められている。

*7 同一の行政機関等の他の部門に伝達する場合を含む。

高度の秘匿の必要性が認められなくなった特別秘密について、指定を迅速に解除すべきことは当然であり、秘密保全法制に対する国民の理解を得る上でも重要である。このため、本法制の対象となる特別秘密がその要件に該当しなくなった場合には、指定権者において速やかに指定を解除することが適当である。

高度の秘匿の必要性がなくなった情報がなお特別秘密扱いされる弊害を防止するための制度的担保としては、指定の有効期限を定め、一定期間ごとに指定の要否を再検討する機会を設ける更新制が有効な手段のひとつと考えられる。行政実務の実情を踏まえ、その導入の可否を検討すべきである。

(6) 指定の調整等

特別秘密は、その性格上、統一的に指定され、解除されることが必要であるから、国の行政機関の間で特別秘密の指定及び解除についてそごが生じないように、複数の機関で判断が異なる場合の調整の仕組みを整理することが必要である。

また、国の行政機関以外の行政機関等が指定又は解除を行う場合において、国との間でそごが生じないように、国が一定の関与を行う枠組みを設けることが必要である。

2 人的管理

特別秘密を保全するためには、特別秘密を取り扱う者自体の管理を徹底することが重要である。具体的には、以下に述べるとおり、特別秘密を取り扱うにつき適性を有すると認められた者に取り扱わせること、真に必要な者に限って取り扱わせること、管理責任を明確化すること、及び特別秘密を取り扱う者の保全意識を高めることが必要である。

(1) 適性評価制度

ア 適性評価制度の整備

(ア) 適性評価制度とは

特別秘密の取扱者から秘密を漏えいする一般的リスクがあると認められる者をあらかじめ除外する仕組みがあれば、特別秘密が漏えいする可能性を制度的に低減することが可能となる。適性評価制度とは、秘密情報を取り扱わせようとする者(以下「対象者」という。)について、日ごろの行いや取り巻く環境を調査し、対象者自身が秘密を漏えいするリスクや、対象者が外部からの漏えいの働きかけに応ずるリスクの程度を評価することにより秘密情報を取り扱う適性

を有するかを判断する制度である。

(イ) 諸外国の適性評価制度

このような制度は、米、英、独、仏等の諸外国において、国にとって重大な秘密情報を保全する制度の一部として既に導入・運用されている。その共通点としては

法令等により制度が根拠付けられていること

対象者は原則として秘密の取扱者全てであり、その中には国の行政機関から事業の委託を受ける民間事業者等の職員も含まれていること

実施に当たっては本人の同意を得て本人から調査票等により情報を収集することとし、情報の収集・裏付けのために公私の団体に対して渡航履歴等の照会を行っていること

各行政機関の長が実施していること

評価の結果を本人に通知するとともに、定期的に改めて評価を行っていること

等を挙げることができる。

(ウ) 我が国の現行制度の課題と法制の必要性

我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報(特別管理秘密)の取扱者に対して適性の評価を実施している。しかし、この制度では、

法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと

国の行政機関の職員のみが対象となっており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の職員が対象となっていないこと

対象者本人から十分な情報が得られない場合に、適性評価の実施権者(対象者が適性を有していると認める権限がある者をいう。)が公私の団体に照会する権限が明確でないこと

などの課題がある。

適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、必要な規定を設けることは、特別秘密の保全の実効性を高める観点から極めて重要である。

なお、適性評価制度の設計においては、諸外国の先行事例を参考としつつ、我が国の実情に沿うものとするよう十分考慮する必要がある。

ある。

イ 適性評価の対象者

行政機関等や民間事業者等において、特別秘密を作成・取得する業務、あるいはその作成・取得の趣旨に従い特別秘密の伝達を受ける業務に従事する者は、特別秘密の取扱いが業務上当然に想定される。また、行政機関等においては、特別秘密の作成・取得の趣旨に照らし特別秘密の取扱いが想定されない業務の遂行のために特別秘密の伝達を受けることがあり得る。いずれの業務についても、特別秘密の重要性に鑑み、あらかじめ適性評価を実施し、適性を有すると認められた者のみに特別秘密を取り扱わせることが適当である。

その際、常に後述の一連の評価プロセスが全て完了しなければならないこととすると、特別秘密を取り扱う業務の遂行に著しく支障を来す場合があると考えられることから、このような場合には、一連の評価プロセスの完了前に、暫定的に適性を評価し、一定期間に限り特別秘密を取り扱わせることができることとすることが適当である。

ただし、特別秘密を取り扱うことが事前に予測されておらず、かつ、緊急に特別秘密を取り扱わせなければ業務の遂行に著しく支障を来す者については、あらかじめ適性評価を実施することが困難であることから、例外的に適性評価に代替する措置を講じた上、一定期間に限り特別秘密を取り扱わせることができることとすること等が考えられる。なお、この者に一定期間経過後も特別秘密を取り扱わせることとなる場合における適性評価の要否については、今後検討すべきである。

一方、内閣を組織する内閣総理大臣及び国務大臣にあっては、極めて高度な政治的性格を有する職であることから、適性評価の対象外とすることが考えられる。また、その他特別の任免の要件・手続が採用されている職については、それぞれの職の性格を踏まえ、適性評価の必要性を個別に判断することが適当である^{*8}。

ウ 実施権者

国の存立にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したもののについて、これを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられる。この考え方を踏まえ、特別秘密を取り扱う機関の実施権者については以下のとおりとすることが適当である。

*8 米では大統領及び副大統領、英では首相及び大臣、独及び仏では大統領、首相及び大臣について、それぞれ適性評価の対象から除外されている。

(ア) 国の行政機関

国の行政事務が、法令の定める任務・所掌事務について各行政機関ごとに処理されていることを踏まえ、国の行政機関の職員についての適性評価は、原則として各行政機関の長をその実施権者とする。

(イ) 独立行政法人等

独立行政法人等が主務大臣の関与の下で業務を実施していることから、独立行政法人等の職員についての適性評価は、主務大臣を実施権者とする。

(ウ) 地方公共団体^{*9}

地方公共団体が通常取り扱う特別秘密は主として警察事務に関連するものと考えられるところ、都道府県警察の職員の適性評価については、警察事務が本来住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等に係る国家的性格とを併せ持つものであり、我が国の現行警察制度では都道府県警察に一定の国家的性格を付与していることを踏まえ、警視総監・道府県警察本部長をその実施権者とする。

(エ) 民間事業者等

民間事業者等は、行政機関等から事業委託を受けることで特別秘密を取り扱うこととなるため、民間事業者等の職員の適性評価の実施権者は、事業を委託した機関における実施権者とする。

エ 評価の観点及び調査事項

秘密漏えいのリスクとの関連が深い、例えば以下の観点から対象者の適性を評価することが考えられる。

我が国の不利益となる行動をしないこと。

外国情報機関等の情報収集活動に取り込まれる弱点がないこと。

自己管理能力があること又は自己を統制できない状態に陥らないこと。

ルールを遵守する意思及び能力があること。

情報を保全する意思及び能力があること。

したがって、適性評価においては、上記の観点からの評価に必要な事項を調査する必要があるところ、諸外国の適性評価における調査事項を参考にすると、調査事項としては、例えば、人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍（帰化情報を含む。）、本籍、親族等）、学

*9 第2・3・(3)参照

歴・職歴、我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズム等）への関与、外国への渡航歴、犯罪歴、懲戒処分歴、信用状態、薬物・アルコールの影響、精神の問題に係る通院歴、秘密情報の取扱いに係る非違歴、といったものが考えられる。

また、対象者本人に加え、配偶者のように対象者の身近にあって対象者の行動に影響を与え得る者についても、諸外国と同様に、人定事項、信用状態や外国への渡航歴等の事項を調査することも考えられる。

オ 調査事項の公開及び評価基準の非公開

適性評価の実施に当たっては、様々な個人情報を取得し、利用する必要があることに鑑み、調査事項を法令上明示し、いかなる個人情報が取り扱われることとなるのかを明らかにすることが、適性評価制度への国民の理解を得る観点から適当である。

一方、評価基準を明らかにすると、漏えいのリスクがあることを不当に隠そうとする者に対抗措置を講ずる機会を与えるおそれがあることから、評価基準は、その性質上、公開にはそぐわないものと考えられる。

カ プロセス

(ア) 対象者の同意と調査票の提出

適性評価では実施権者が対象者の個人情報を調査し、把握する必要があるが、対象者のプライバシーに深く関わる調査となることから、調査については、対象者の同意を得て、調査票の任意の提出を待って手続を開始、進めることが肝要である。

(イ) 対象者への面接

実施権者は、調査票への回答の真偽等を確認するため、必要に応じ、対象者に面接することとすることが適当である。

(ウ) 第三者に対する照会等

調査票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合において、対象者本人から提出を受けた資料では十分な情報が得られないときには、実施権者が金融機関、医療機関その他の公私の団体に調査事項に関して照会する必要があることも考えられるため、実施権者にその権限を付与することが適当である。

また、対象者の日ごろの行い等を調査するため、職場の上司や同僚等の対象者をよく知る者に対して質問する必要がある場合も考えられることから、実施権者にその権限を付与することが適当である。

なお、第三者に対する照会等については、個人情報保護に配慮する観点や照会先の公私の団体が照会に協力しやすい環境を整備する観点から、慎重を期すため、対象者本人から同意を得て行うことが適当である。

(I) 適性の判断

適性評価では、対象者による秘密漏えいのリスクの程度を全ての調査事項の調査を通じて総合的に評価する必要があり、適性を有するかどうかは、実施権者の裁量的判断に委ねられるべきものと考えられる。

本制度のこのような性格を踏まえると、実施に当たっては必要に応じて対象者本人から詳細な説明を求めるなど、慎重かつ細心の注意を払うことが必要である。

また、複数の実施権者がそれぞれの裁量的判断により適性評価を行うこととなるため、各実施権者の判断が大きく異なることのないよう、政府において統一的な評価基準を作成してこれを共有することも検討する必要がある。

(オ) 結果の通知

実施権者は、適性評価の結果を対象者に通知することが適当である。

なお、適性を有しないと評価された場合は、支障のない範囲で理由を付して通知することを検討する必要がある。

キ 評価結果の有効期限

評価結果には有効期限を設け、有効期限後も引き続き特別秘密を取り扱わせる必要があるときは、改めて適性評価を実施しなければならないこととすることが適当である。

ク 適性の見直し

適性評価を実施した後、当該対象者について、その結果を覆すおそれのある事柄の存在が疑われる場合には、実施権者は速やかに適性評価を再度実施し、結果に応じて適性の評価を見直すことが適当である。

ケ 関係資料の適切な取扱い

適性評価の実施に当たっては様々な個人情報を取り扱う必要があるところ、実施権者は対象者の個人情報の保護が確実に図られるよう必

要かつ適切な措置を講じなければならないことは言をまたない^{*10}。

(2) 取扱者の指定

特別秘密が漏えいする可能性を低減させるため、特別秘密を取り扱わせる者は、適性を有すると認められた者の中から、業務上の必要性から真に必要な者を指定することによって、これらの者に限ることが適当である。

(3) 管理責任体制

特別秘密を取り扱う機関の長は、その職員の中から、特別秘密の取扱いの業務を管理させる取扱管理者等を指名するなどして組織内において適切に役割・責任を分担する体制を構築することが適当である。

(4) 研修

特別秘密を職員に適切に取り扱わせるためには、秘密保全の意識を啓発するとともに、秘密保全に係る個別具体的な手続等に関する知識を習得させる必要があることから、特別秘密を取り扱う機関の長は、特別秘密を取り扱わせる職員に研修を実施することが適当である。

3 物的管理

上記の人的管理の各措置に加え、特別秘密を保全するためには、作成・取得から廃棄・移管までの各段階において、個別具体的な保全措置を日常的に講ずる必要がある。

具体的には、例えば以下のような事項について保全措置を講じることが適当である^{*11}。

特別秘密に係る文書・図画・物件の作成・取得、運搬・交付、保管・利用、廃棄・移管の手続及び方法

特別秘密の保管場所等への携帯型情報通信・記録機器の持込み

*10 具体的には、個人情報の保護に係る法令に基づき、1) 収集した個人情報を適性評価以外の目的で利用・提供してはならないこと、2) 適性を評価するという目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報の提供を対象職員に求め、又は公務所その他の公私の団体に照会してはならないこと、3) 取り扱う個人情報の漏えいの防止その他の適切な管理のための措置を講ずること、4) 個人情報を取り扱うこととなる担当職員に対して、個人情報の安全管理に係る要かつ適切な監督を行うこと、が必要と考えられる。

*11 「政府における情報保全に関する検討委員会」の下に本有識者会議とともに設置された「情報保全システムに関する有識者会議」では、特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムに関し、情報漏えいを防止するために必要と考えられる技術的措置等について、専門的立場から検討され、報告書が取りまとめられた。

特別秘密に係る電子計算機情報の取扱い方法
特別秘密の保全の状況についての検査

第4 罰則

1 罰則に関する基本的な考え方

特別秘密の漏えいを防止するためには、前述のとおり厳格な人的管理及び物的管理を行うのみならず、漏えい行為など本来特別秘密を知る立場にない者が特別秘密を知ることにつながる行為について、刑罰をもって臨むことが必要である。

そして、特別秘密の漏えいを防ぐには、その保全状態を保護することが効果的と考えられること、及び処罰の範囲を必要最小限に抑えることが、本法制に対する国民の理解を得る上で重要と考えられることから、特別秘密を現に保全する者、すなわち業務によりこれを取り扱う者による漏えいを処罰し、特別秘密の漏えいを根元から抑止することを基本的な考え方とすることが適当である。

また、法定刑については、上記行為を抑止するとともに、特別秘密の漏えい等という重い罪責に応じた処罰を可能にするような刑を定めることが適当である。

なお、罰則を設けることにより、特別秘密を取り扱う者に緊張感を与え、その保全意識をより高める効果が期待できるものと考えられる。

2 禁止行為

(1) 故意の漏えい行為

処罰すべき行為として、まず、故意に秘密を漏えいする行為が考えられるところ、処罰すべき者の範囲が問題となる。

ア 業務により特別秘密を取り扱う者

業務により特別秘密を取り扱う者は、自己の業務上の権限や地位に基づき特別秘密を知る者で、その業務性に応じた高度の保全義務を負うこととなるから、これらの者による故意の漏えい行為を処罰することが適当である。

ところで、このような者には、特別秘密を取り扱うことを業務とする者、すなわち特別秘密の作成・取得の趣旨に従い特別秘密を取り扱

う者^{*12}（以下「取扱業務者」という。）と、特別秘密の作成・取得の趣旨に従い特別秘密を取り扱うのではなく、自己の業務の遂行のために必要性が認められて特別秘密の伝達を受け、これを知得する者^{*13*14}（以下「業務知得者」という。）がある。

このうち、業務知得者による特別秘密の漏えい行為について、故意行為であり、かつ特別秘密の秘密性が現実に害される点では取扱業務者による漏えい行為と変わらず、行政機関等の業務に関して国の重要な秘密の伝達を受ける以上、漏えいした場合には取扱業務者と同等の責任を負うべきとの考えがある。

他方、自衛隊法及び MDA 秘密保護法では、国の重要な秘密である防衛秘密ないし特別防衛秘密の漏えいについて、取扱業務者と業務知得者との間で取扱いに差異を設けている^{*15}。これは、業務知得者が特別秘密の取扱いそのものを業務とする者ではなく、取扱業務者に比して特別秘密を取り扱う機会も少ないなどの事情に照らし、取扱業務者に対する刑よりも軽い刑を定めるべきとの考え方に立っているものと解されるところ、本法制においても同様に両者の取扱いに差異を設けるべきとの考え方もある。

このように、業務知得者の処罰の程度については両様の考え方があることから、更に検討すべきである。

イ その他の者

例えば取扱業務者の漏えい行為により特別秘密を知った者など、取扱業務者又は業務知得者以外の者（以下「業務外知得者」という。）が特別秘密を第三者に漏えいした場合、これを処罰すべきかが問題と

*12 防衛秘密の例では、武器の調達等に関わる防衛省の職員や、同省から武器の製造等の委託を受けた民間事業者の従業員が挙げられる。

*13 例えば、捜査の過程で特別秘密に触れる検察官・警察官や、予算案の作成過程で特別秘密に触れる財務省の担当官が挙げられる。自衛隊法上の防衛秘密制度においても、これらの者は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」に該当しないと解されている。

*14 記者が取扱業務者に取材をして特別秘密を知得した場合、記者は自己の業務として取材をしているが、記者は秘密の伝達を受ける業務上の権限や地位を有しておらず、その業務に基づいて秘密を知得したとはいえないから、業務知得者には該当しないと解される。

*15 自衛隊法では、取扱業務者による漏えい行為のみを処罰し、業務知得者による漏えい行為は処罰対象としていない。また、MDA 秘密保護法では、取扱業務者による漏えい行為を業務知得者による漏えい行為よりも重く処罰している。

なる^{*16}。

このような行為は、特別秘密をより広範囲に拡散する行為ではあるが、そもそも業務外知得者は業務として特別秘密を取り扱う者ではないため、業務外知得者への伝達の時点で特別秘密は既に保全状態から流出しており、上記行為を処罰しても漏えいの根元からの抑止にはつながらない。また、これを処罰の対象とすると、例えば特別秘密文書をたまたま拾った一般人まで処罰対象になり得るなど処罰対象が広がる上、正当な報道活動も構成要件に該当し得るため報道活動への影響も懸念される。

このため、業務外知得者による漏えい行為については、特別秘密の漏えいを根元から抑止するとの基本的な考え方に基づき、その行為自体を処罰するのではなく、その前段階にある、業務により特別秘密を取り扱う者による漏えい行為の処罰を徹底することが適当である。

(2) 過失の漏えい行為

特別秘密の性格に照らせば、過失による漏えいであっても、国の利益や国民の安全の確保に大きな影響を及ぼすことは、故意による場合と変わりがない。そして、業務により特別秘密を取り扱う者は、その業務に応じ、特別秘密を厳格に保全し漏えいを防ぐ責任を有していると考えられるから、このような者に対しては、漏えいを防ぐ注意義務を認め、過失による漏えいを処罰することが適当と考えられる^{*17}。

ただし、業務知得者については、その業務の内容によっては注意義務を認めるべき基礎が十分ではなく過失漏えいの処罰が酷であるとの考えもあり得る。現行法上も、業務知得者の過失による漏えい行為については、自衛隊法ではそもそも処罰対象とされておらず、MDA 秘密保護法では処罰対象ではあるが取扱業務者のそれより軽い刑が定められている。このため、業務知得者の処罰については更に検討する必要がある。

(3) 特定取得行為

特別秘密の漏えいを防ぐには、特別秘密の保全状態からの流出を防ぎ、秘密の漏えいを根元から抑止することが重要であるところ、業務によりこれを取り扱う者、すなわち取扱業務者及び業務知得者による漏えい行為を処罰対象とすることで、特別秘密の保全状態からの流出に最低限の

*16 不正競争防止法第 21 条第 1 項第 7 号は、違法な開示により営業秘密を取得した者による当該営業秘密の使用及び開示を処罰の対象としている。

*17 自衛隊法は、取扱業務者による防衛秘密の過失の漏えいを処罰の対象としている。

歯止めをかけることは可能である。

しかし、特別秘密の保全状態からの流出には、取扱業務者等による漏えい行為の処罰では抑止できない取得行為を原因とする場合がある。すなわち、

財物の窃取、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合には、取扱業務者等による漏えい行為が介在しないため、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できない。また、

欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合には、取扱業務者等に漏えいの故意がないなど、漏えい行為の処罰が困難な場合がある^{*18}（以下、上記に該当する行為を便宜的に「特定取得行為」という^{*19}。）。

特定取得行為を処罰することとすれば、特別秘密の保全に関わらない一般人を新たに処罰対象とすることとなるため、前述の基本的な考え方からすれば慎重な検討を要する。

しかし、特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもので、適法な行為との区別は明確であるから、特定取得行為を処罰対象に加えても、正当な取材活動など本来許容されるべき行為が捜査や処罰の対象とされるおそれはないと考えられる。

また、特定取得行為は、特別秘密を保全状態から流出させる点で取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性が認められる行為であり、その行為が取扱業務者等によるものでないということのみをもって処罰の対象から外されるとすれば、特別秘密の保全を目的とする本法制の趣旨を損ねることになると考えられる。

*18 参考 不正競争防止法第21条第1項（抄）

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の保有者の管理を害する行為をいう。）により、営業秘密を取得した者

*19 秘密を取得する行為について、刑事特別法等では、情報（無形物）の取得を「探知」、文書、物件等（有形物）の取得を「収集」とそれぞれ呼んでいる。

このため、処罰の範囲を必要最小限に抑えるという基本的な考え方の下でも、特定取得行為を処罰対象とすることには理由がある。

なお、特定取得行為の中には他の犯罪が成立する行為もあるが、特別秘密の保全の観点からは、同行為は取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性が認められる行為であるから、本法制において、特定取得行為として処罰対象とすることが適当である。

(4) 未遂行為

故意の漏えい行為の未遂は、特別秘密の漏えいの危険を現実化させる悪質性の高い行為であり、処罰対象とすることが適当である。

また、特定取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の未遂も処罰することが適当である。

(5) 共謀行為

故意の漏えい行為の共謀は、漏えい行為について共謀者間で具体性、特定性、現実性を持った合意がなされる上、共謀者の一人の意思の変化では犯罪行為の遂行を容易に変更できないこととなり、単独犯における犯行の決意に比べて犯罪実現の危険性が飛躍的に高まるため、特別秘密の保全の重要性に照らせば共謀段階での処罰の必要性が認められる。そこで、他の立法例も考慮し^{*20}、漏えい行為の共謀行為を処罰対象とすることが適当である。

また、特定取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の共謀も処罰することが適当である。

(6) 独立教唆行為及び煽動行為

取扱業務者等に対し、特別秘密を漏えいするよう働きかける行為は、その漏えいの危険を著しく高める行為であって悪質性が高い。他の立法例も考慮すると^{*21}、正犯者の実行行為を待つことなく、特別秘密の漏えいの独立教唆及び煽動を処罰対象とすることが適当である。

また、特定取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の独立教唆及び煽動を処罰することが適当である。

(7) 自首減免規定

刑法第42条は自首した者に対する刑の任意的減軽を規定しているが、さらに、自首した者に対する必要的な刑の減軽又は免除を規定すれ

*20 自衛隊法は、防衛秘密の漏えいの共謀を処罰の対象としている。

*21 自衛隊法は、防衛秘密の漏えいの独立教唆及び煽動を処罰の対象としている。

ば、現実の漏えいに至る前に自首することを促し、ひいては実害の発生を未然に防ぐことを期待できる。

そこで、いまだ実害が発生していない時点での自首を促し、実害の発生を防止する観点から、他の立法例も考慮し^{*22}、漏えい行為及び特定取得行為の未遂及び共謀について、自首による刑の必要的減免規定を置くことが適当である。

(8) 国外犯処罰規定

特別秘密の保全を徹底する観点からは、我が国の領域外における漏えい行為や特定取得行為についても処罰対象とすることが適当である。

そして、特別秘密の漏えい行為等は、日本国外において日本国民のみならず日本国民以外の者によっても敢行され得るところ、漏えい行為等は我が国の重大な利益を害する行為であるから、行為者の国籍を問わず我が国において処罰できるようにすることが適当と考えられる。したがって、特別秘密の漏えい行為等については、刑法第2条の例により、日本国外において罪を犯した全ての者を処罰することとすることが適当である。

3 法定刑

特別秘密の漏えい行為等に対する十分な抑止力を確保し、また、漏えい行為等を敢行した者に対してその罪責に応じた十分な刑罰を科し得るようになるためには、他の立法例を参考にするとともに、罪刑の均衡を前提としつつ、法定刑を相当程度重いものとする必要がある。

本法制で処罰対象とする漏えい行為等のうち、最も重い刑をもって臨むべき行為は、業務により特別秘密を取り扱う者による故意の漏えい行為、及び特定取得行為と考えられる。そこで、以下、それらの行為に対する法定刑を検討する。

(1) 自由刑について

これまでの検討内容に照らすと、防衛秘密に相当する事項は特別秘密に該当するものと考えられる。そして、防衛秘密の漏えい行為に対する刑の上限が懲役5年であることからすれば、本法制における刑の上限も懲役5年とすることが考えられる。

しかしながら、立法例を見ると、刑事特別法及びMDA 秘密保護法で

^{*22} 自衛隊法は、防衛秘密の漏えい未遂及び漏えいの共謀につき自首による刑の必要的減免を規定している。

は刑の上限が懲役10年であるほか、不正競争防止法においても営業秘密の開示行為等に対する刑の上限は懲役10年である。さらに、特定取得行為においては窃盗罪（刑の上限は懲役10年）などが手段として敢行されることがあることも考慮すると、本法制における刑の上限を懲役10年とすることも考えられる。

さらに、法定刑を相当程度重いものとする観点からは、懲役刑の下限を設けることも検討に値する。

(2) 罰金刑について

特別秘密の漏えい行為等は、特別秘密が保全状態から流出するという重大な結果を発生させるものであるから、その刑事責任は重く、罰金刑のみを科すことは適当でない^{*23}。

他方、これまでに敢行された秘密漏えい事案においては、金銭的対価を伴うものが少なくないことから、この種事案に対する抑止効果の観点からは、懲役刑に加え、相当程度の罰金刑の併科が考えられる。

ただし、金銭的対価を伴わない事案や少額の対価を伴うに過ぎない事案もあること、漏えい等に対する報酬であれば没収・追徴も可能と考えられることを踏まえると、自由刑と罰金刑とは任意的併科とすることが適当と考えられる。

第5 法形式

本法制における特別秘密のうち、外交あるいは公共の安全及び秩序の維持に関する秘密については、国の安全に関する秘密についての自衛隊法のような受け皿となり得る既存の法律は見だし難い。また、本法制は、国の利益や国民の安全の確保といった観点から特別秘密の漏えいを防止することを目的としており、主に服務規律の維持を目的として守秘義務を定める国家公務員法等とは趣旨が異なるため、国家公務員法等の改正により本法制を実現することは適当ではない。したがって、本法制は新規立法によることとすることが適当である。

その際、運用の統一性や制度の一覧性を確保するという観点から、単一の法制によることとするのが適当である。

*23 自衛隊法、MDA 秘密保護法及び刑事特別法では、最も重い犯罪類型に対しては自由刑のみを規定している。また、国家公務員法では罰金刑（50万円以下）を選択刑として規定している。

なお、防衛秘密及び特別防衛秘密については、いずれも本法制の対象とする秘密との間で秘密として保護する理由に異なるところはないが、他方、MDA秘密保護法は、日米相互防衛援助協定等に伴うものという特別な性格を有している。そこで、両者のうち、特別防衛秘密については引き続きMDA秘密保護法によるものとし、防衛秘密に限って本法制に取り込み、統一的に運用することが適当である^{*24}。

第6 国民の知る権利等との関係

民主権の原理にのっとり国民が政治的意思決定に関与するためには、政府の諸活動について十分な情報を得ることが必要であり、国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利である。

この点、国民が政府の保有する情報の開示を求める権利としての知る権利に関しては、具体的な権利性を持たない抽象的な権利であるとしながらも、憲法上の権利として認める裁判例が近年出てきている^{*25}。

また、国民の知る権利と報道の自由及び取材の自由との関係について、最高裁は、報道機関の報道が、民主主義社会において国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものとして、報道の自由が憲法により保障される旨判示し、また、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示している^{*26}。

本法制は、国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得ることから、本法制と両者との関係について慎重な検討が求められる。

*24 日米地位協定の実施に伴う刑事特別法における合衆国軍隊の機密については、同法が米国のために在日米軍の秘密情報を保護するものであり、我が国の存立にとって重要な秘密情報を保護する本法制とは保護法益が異なることから、引き続き同法によることが適当である。

*25 例えば、大阪高判平成 17・7・28 や東京地判平成 17・12・9 等において、国民の知る権利は、抽象的な権利であるとされながらも、憲法上の権利として認められている。

*26 いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と判示されている（最大決昭 44・11・26）。

第一に、国民の知る権利との関係について検討すると、行政機関が保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）が行政文書の開示を請求する権利を具体的に定めており、同法により国民の知る権利が具体化されていると解されているところ^{*27}、本法制の特別秘密は、国の安全、外交並びに公共の安全及び秩序の維持の分野の秘密情報の中で特に秘匿性が高いものであることから、同法第5条第3号（国の安全等に関する情報）及び第4号（公共の安全等に関する情報）の不開示情報に含まれるものと解される。すなわち、本法制により保全される特別秘密は、そもそも情報公開法の下で開示対象とされる情報に該当しないことから、同法により具体化されている国民の知る権利を害するものではないと考えられる。

他方、具体的請求権の有無は別として、一般に、国民の知る権利の趣旨に鑑みれば、政府はその諸活動に関する情報を国民に積極的に伝えていくことが望ましい。しかし、本法制の特別秘密はその漏えいが国の存立に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格な保全措置の下に置くことについては、国及び国民の利益の確保のためにやむを得ないものであって、国民の知る権利の重要性を前提としても合理性が認められる。したがって、こうした観点からも、本法制を整備することが国民の知る権利との関係で問題になるものではないと考えられる。

第二に、取材の自由について、本法制に特別秘密の漏えいの教唆罪や特定取得罪を設けることで、取材の自由が不当に制限されるのではないかとの指摘があり得る。

この点、漏えいの教唆と取材の自由の関係については、最高裁が、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており^{*28}、このような手段・

*27 第177回通常国会に出された情報公開法の改正案においては、同法の目的規定に国民の「知る権利」が明記されている。

*28 いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭和53・5・31）。

方法による取材行為が取材の自由を前提としても保護されない反面、正当な取材活動は処罰対象とならないことが判例上確立している。

また、本法制における特定取得罪は、既に述べたとおり、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念上是認できない行為に限って処罰対象とするものであるから、上記の最高裁の立場に照らすと、取材の自由の下で保護されるべき取材活動を刑罰の対象とするものではないと考えられる。

したがって、漏えいの教唆や特定取得行為を処罰することとしても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

以上から、本法制は、その趣旨に従って運用されれば、国民の知る権利との関係で問題を生じたり、取材の自由を不当に制限したりするものではないと考えられる。しかしながら、ひとたびその運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとは言えないことから、国民主権の理念の下、政府においてはその趣旨に従った運用を徹底することが求められ、また、国民においてはその運用を注視していくことが求められる制度であることは、特に強調しておきたい。

第7 立法府及び司法府

特別秘密は行政目的で作成・取得されるものであり、立法府及び司法府に対し、行政目的で特別秘密が伝達されることは想定されない。他方、立法府及び司法府がそれぞれの業務上の必要性から特別秘密の伝達を受け、国会議員や裁判官等がそれを知得することが想定し得る^{*29}ため、然るべき保全措置が取られることが本来適当である。

米、英、独、仏等の諸外国では、行政府から立法府及び司法府に伝達された秘密について、法令や規則等に従った取扱いが求められ、また、当該

*29 立法府が国政調査権（憲法第62条）の行使として特別秘密の伝達を求めた場合、行政府はこれに応じるか否かを判断することとなるが、これに応じた場合には、国会議員及び国会職員が特別秘密を知得することとなる。また、司法府については、例えば、民事訴訟における原告や刑事訴訟における被告人・弁護人が、特別秘密に係る訴訟で特別秘密についての証拠開示等を求めた場合、裁判所がその必要性を判断するため、国・検察官に対して特別秘密の提示を命じることがあり得るが、このような場合には、裁判官や裁判所職員が特別秘密を知得することとなる。

秘密を知得した者が守秘義務に違反して漏えいした場合には罰則が適用され得ることとなっている。

この点、まず、立法府については、国会議員にはそもそも法律上守秘義務が課せられておらず^{*30}、また、憲法上、議院で行った発言について免責特権が認められている。

このようなことに鑑みれば、特別秘密に係る国会議員の守秘義務の在り方を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、立法府に委ねることが適当と考えられる^{*31}。

次に、司法府については、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない一方、弾劾裁判及び分限裁判の手續が設けられている^{*32}。

特別秘密に係る裁判官の守秘義務の在り方を検討するためには、上記のことも踏まえ、司法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、司法制度全体への影響を踏まえて別途検討されることが適当と考えられる。

*30 国会議員の守秘義務に関して、憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則では院内の懲罰手續が整備されている（衆議院規則には同様の規定がない）が、国会議員の守秘義務及び秘密漏えい行為に対する罰則を定める法令はない。

*31 国会議員であっても、内閣総理大臣、国务大臣、副大臣及び大臣政務官（以下「大臣等」という。）として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法制の対象とすることが適当である。自衛隊法においても、大臣等は防衛秘密の取扱業務者に該当し、同法の適用対象とされている。

また、大臣秘書官となる国会議員の秘書についても同様の考え方で対応することが適当である。

*32 裁判官には、官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課されているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判及び分限裁判の手續が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課されていない（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。

おわりに

特別秘密の漏えいにより国や国民が受ける被害の重大さに鑑みれば、その保全体制の整備は喫緊の課題である。知る権利など国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ守るべき秘密を確実に保全する制度を構築することは、国民の利益の一層の実現に資するものである。

当会議は、早期に法制化することを念頭に検討を進め、本報告書を取りまとめた。今後、この報告書の内容を十分に踏まえ、速やかな法制化が図られることを希望するものである。

[別添 1]

本有識者会議の開催経緯・開催経過等

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議委員名簿

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議開催状況

政府における情報保全に関する検討委員会の開催について

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の開催について

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議
委員名簿

(五十音順 / : 座長)

あがた 縣	こういちろう 公一郎	早稲田大学政治経済学術院 教授
さくらい 櫻井	けいこ 敬子	学習院大学法学部 教授
はせべ 長谷部	やすお 恭男	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
ふじわら 藤原	しずお 静雄	中央大学法科大学院 教授
やすとみ 安富	きよし 潔	慶應義塾大学法科大学院 教授

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議
開催状況

第1回 平成23年1月5日
秘密保全法制の意義等

第2回 平成23年2月18日
秘密の範囲、秘密の管理等

第3回 平成23年4月8日
秘密の管理等

第4回 平成23年4月22日
罰則等

第5回 平成23年5月13日
法形式等

第6回 平成23年6月10日
報告書(案)について

政府における情報保全に関する検討委員会の開催について

平成 22 年 12 月 7 日
内閣総理大臣 決裁

- 1 政府における情報保全に関し、秘密保全に関する法制の在り方及び特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムにおいて必要と考えられる措置について検討するため、政府における情報保全に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。
- 2 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
 - 委員長 内閣官房長官
 - 副委員長 内閣官房副長官
 - 委員 内閣危機管理監
 - 内閣官房副長官補（内政担当）
 - 内閣官房副長官補（外政担当）
 - 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）
 - 内閣情報官
 - 警察庁警備局長
 - 公安調査庁次長
 - 外務省国際情報統括官
 - 海上保安庁警備救難監
 - 防衛省防衛政策局長
- 3 委員会は、必要に応じ、関係行政機関の職員による検討部会を開催することができる。検討部会の構成員は、委員長が指名する。
- 4 委員会は、必要に応じ、有識者会議を開催することができる。有識者会議の出席者は、委員長が参集を求める。
- 5 委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の開催について

平成 23 年 1 月 4 日
政府における情報保全に
関する検討委員会委員長決定

1 開催の趣旨

「政府における情報保全に関する検討委員会の開催について」(平成22年12月7日内閣総理大臣決裁)第4項の規定に基づき、政府における情報保全に関する検討委員会(以下「委員会」をいう。)における検討に資するため、各界の有識者から御意見をいただくことを目的として、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 構成

- (1) 会議は、別紙に掲げる委員により構成し、委員会の委員長が開催する。
- (2) 委員会の委員長は、別紙に掲げる委員の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 その他

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の委員

あがた こういちろう
縣 公一郎

早稲田大学政治経済学術院 教授

さくらい けいこ
櫻井 敬子

学習院大学法学部 教授

は せ へ やすお
長谷部 恭男

東京大学大学院法学政治学研究科 教授

ふじわら しずお
藤原 静雄

筑波大学法科大学院 教授

やすとみ きよし
安富 潔

慶應義塾大学法科大学院 教授

(五十音順)

[別添 2]

参考資料（事務局作成）

主要な情報漏えい事件等の概要

諸外国（米、英、独、仏）における適性評価制度（セキュリティ・クリアランス）の概要

現行法制の罰則との比較

各国の秘密保全法制における罰則の概要（米、英、独、仏）

諸外国（米、英、独、仏）の立法府及び司法府における秘密保全

主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの	○ 自衛隊法違反 (懲役10月) ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの	○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡し、更に他の自衛官に渡ったものの	○ MDA秘密保護法違反 (懲役2年6月・執行猶予4年) ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したものの	○ 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職
中国潜水艦の動向に係る情報漏えい事案	平成20年	情報本部所属の一等空佐が、職務上知り得た「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に該当する情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭により伝達したものの	○ 自衛隊法違反 (不起訴処分) ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたものの	○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月(辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案	平成22年	国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	(捜査中)

諸外国（米、英、独、仏）における適性評価制度（セキュリティ・クリアランス）の概要

以下の記載は、現時点で事務局において把握しているものである。また、取り扱うに当たって適性評価を受けなければならない秘密は、各国で概ね三区分にわかれているところ、そのうち機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

1 アメリカ

(1) 根拠

合衆国法典及び行政命令において定められている。

(2) 対象者及び例外

秘密を取り扱う者全てが対象者である。業務遂行上必須の場合、特別に適性評価終了前の暫定的な秘密の取扱いを認めている。また、生命への差し迫った脅威や国土防衛の必要性がある緊急時に、適性評価を受けていない者に対する最小限の秘密の開示を認めている。

ただし、大統領・副大統領は対象外とされているほか、行政以外の分野にある連邦議会議員、連邦最高裁判所裁判官・大統領に任命を受けた連邦裁判所裁判官が対象外とされている。

(3) 実施権者

各連邦官庁が、その構成員及び契約事業者に対して適性評価を行う。

なお、適性評価のための調査については他の連邦官庁の機関（連邦人事局）に委託することが可能である。

(4) 評価の観点

対象者が、国家に対する忠誠心、人格的強靱さ、信用性、正直さ、信頼性、思慮分別、判断力、相反する忠誠及び強要される潜在的可能性からの自由及び情報保全の意思・能力を有しているかを確認する。

なお、評価基準は開示されている。

(5) 調査事項

ア 対象者本人

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地及び社会保障番号、身体的特徴等）、学歴・職歴・軍歴、暴力的な政府転覆活動・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与、外国渡航歴・活動歴、逮捕歴、信用状態、民事訴訟歴、薬物・アルコールの影響・通院歴、精神の問題に係る通院歴、親族・同居人の人定事項、本人をよく知る者（友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先並びに過去の適性評価記録等について本人が調査票に記入するほか、セキュリティ関係の非違歴並びに性的な面における振る舞い等について調査する。

イ 配偶者（同様の事情にある者、前配偶者を含む。）

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地、社会保障番号等）、婚姻及び離婚の期日及び届出地等について対象者本人が調査票に記入する。

(6) プロセス

対象者から自発的に提供を受ける調査票、対象者への面接、対象者の個人情報の照会及び対象者をよく知る者からの聴取により調査事項に係る個人情報を調査・把握する。公私の団体への照会は、対象者が同意する旨の書面の提出を得て行う。

なお、適性評価の結果は対象者に通知され、適性を欠くと判断された場合には、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に理由を付して通知される。

(7) 有効期間

5年

(8) その他

連邦政府全体での適性評価の約9割を実施する連邦人事局は、スタッフ1万人近くの体制で運営され、年間調査件数は約200万件となっている。

2 イギリス

(1) 根拠

人的セキュリティと国家安全クリアランスの方針に関する政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み（政府統一基準で各省に義務的履行を求めるものとされている。）において定められている。

(2) 対象者及び例外

秘密を取り扱う者全てが対象者である。

ただし、首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）は対象外とされているほか、行政以外の分野にある国会議員、裁判官・陪審員が対象外とされている。

(3) 実施権者

国の各官庁及び警察機関が、その構成員及び契約事業者等に対して適性評価を行う。

なお、適性評価のための調査については国の他の官庁の機関（国防調査庁及び外務省）に委託することが可能である。

(4) 評価の観点

対象者が、信用性、誠実性、信頼性を有しているかを確認する。

なお、評価基準はその一端が開示されている。

(5) 調査事項

ア 対象者本人

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地、旅券番号等）、学歴・職歴・軍歴、議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動・スパイ・破壊工作活動・テロリズムへの関与、外国居住歴、犯罪歴、財務状況、信用状態、薬物・アルコールの影響、精神疾患等の状態、親族、同居人及び雇用主の人定事項並びに本人をよく知る者の連絡先等について本人が調査票に記入する。

イ 配偶者（同様の事情にある者、前配偶者を含む。）

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地等）、外国居住歴、財務状況、信用状態等について対象者本人が調査票に記入する。

(6) プロセス

対象者から自発的に提出を受ける調査票、対象者への面接、対象者の個人情報の照会及び対象者をよく知る者等からの聴取のほか、調査事項に係る個人情報を調査・把握する。公私の団体への照会は、対象者が同意する旨の書面の提出を得て行う。

なお、適性評価の結果は対象者に通知され、適性を欠くと判断された場合には、可能な場合、理由を付して通知される。

(7) 有効期間

7年（初回は5年）

3 ドイツ

(1) 根拠

セキュリティ審査法において定められている。

(2) 対象者及び例外

秘密を取り扱う者全て及びその配偶者（当事者と永久に共同の生活を営む者を含む。）が対象者である。必要に応じて適性評価終了前でも、一段階機密性が低い秘密を取り扱う適性評価手続が終了していれば、暫定的な秘密の取扱いも認めている。

ただし、連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣は対象外とされているほか、行政以外の分野にある連邦憲法機関（連邦議会、連邦参議院及び連邦憲法裁判所）の構成員、裁判官等が対象外とされている。

(3) 実施権者

各連邦官庁が、その構成員及び民間事業者等に対して適性評価を行う。

なお、適性評価のための調査については、他の連邦官庁の機関（連邦憲法擁護庁及び軍防諜局）に委託することが可能である。

(4) 評価の観点

対象者の信用に疑念がないか、対象者が外国情報機関から圧力をかけられるおそれがないか及び自由で民主的な基本秩序を支持していることに疑いがないかを確認する。

なお、評価基準は開示されていない。

(5) 調査事項（配偶者も対象者と同様の事項について調査票を提出する。）

人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地及び身分証明書番号等）、学歴・職歴・軍歴、反憲法組織・旧東独情報機関への関与、セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴及び当該国における近親者の人定事項、継続中の刑事・懲戒手続、信用状態、強制執行措置歴、親族の人定事項、本人をよく知る者の連絡先並びに過去の適性評価等について本人及び配偶者が調査票に記入する。

(6) プロセス

対象者から提出を受ける調査票、対象者の個人情報の照会及び対象者をよく知る者等からの聴取のほか、必要な場合には対象者への面接を行い、調査事項に係る個人情報を調査・把握する。調査票の提出と公私の団体への照会は、これらに対象者が同意する旨の書面の提出を得て行う。

なお、適性評価の結果は対象者に通知される。

- (7) 有効期間
10年(全ての対象者について5年ごとに調査票を送付して状況を更新させている。)

4 フランス

- (1) 根拠
国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達において定められている。
- (2) 対象者及び例外
国防秘密を取り扱う者全てが対象者である。予期せぬ活動、通常の適性評価期間の遵守が不可能な条件で活動に従事することとなった者には、15日以内に可否が決定される仮の適性評価により、6ヶ月を超えない範囲での国防秘密の取扱いを認めている。
ただし、大統領、首相及び大臣は対象外とされているほか、行政以外の分野にある議会の上下両院合同の情報委員会を構成する議員が対象外とされている。また、裁判官は国防秘密を取り扱うことはない(国防秘密指定を解除した上で取り扱うこととなるため)。
- (3) 実施権者
首相の委任を受けた者が行う。
なお、国防省に係る者以外の者への適性評価のための調査については、国の他の官庁の機関(内務省対内中央情報局)に委託される。
- (4) 評価の観点
対象者が、国防秘密を漏えいする危険性を有していないか、国益を害するような脅し又は圧力にさらされていないかを確認する。
なお、評価基準は開示されていない。
- (5) 調査事項
ア 対象者本人
人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地並びに身分証明書番号等)、学業レベル(学位、外国語能力等)、職歴、外国渡航歴及び親族の人定事項等について対象者本人に調査票に記載させ、調査する。
イ 配偶者
対象者本人と同様の事項について対象者本人が調査票に記入する。
- (6) プロセス
対象者から自発的に提出を受ける調査票、対象者の個人情報の照会及び対象者をよく知る者等からの聴取のほか、調査事項に係る個人情報を調査・把握する。
なお、適性評価の結果は対象者に通知される。
- (7) 有効期間
最長5年(その職の在任期間中のみ有効)

現行法制の罰則との比較

	本報告書 (特別秘密)	自衛隊法 (防衛秘密)	MDA 秘密保護法 (特別防衛秘密)	刑事特別法 (合衆国軍隊の機密)	国家公務員法
漏えい	○ 業務により特別秘密を取り扱う者 ・ 取扱業務者 ・ 業務知得者 【5年以下／10年以下の懲役】 【罰金刑の任意的併科】	○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以下の懲役】	① 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【10年以下の懲役】 ② 我が国の安全を害する目的 【10年以下の懲役】 ③ ①・②以外の者 【5年以下の懲役】	○ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者 【10年以下の懲役】	○ 職務上知ることのできた秘密を漏らした者 【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】
過失漏えい	○ 業務により特別秘密を取り扱う者 ・ 取扱業務者 ・ 業務知得者	○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】	④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金】 ⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】		
取得	○ 管理侵害行為又は詐欺等行為による特別秘密の取得 【特定取得行為】 【5年以下／10年以下の懲役】 【罰金刑の任意的併科】		○ 不当な方法による探知収集 【10年以下の懲役】 ○ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集 【10年以下の懲役】	○ 不当な方法による探知収集 【10年以下の懲役】 ○ 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集 【10年以下の懲役】	
周辺の行為	○ 未遂 (漏えい・特定取得)	○ 未遂 (漏えい)	○ 未遂 (漏えい・探知収集)	○ 未遂 (漏えい・探知収集)	
	○ 共謀 (漏えい・特定取得)	○ 共謀 (漏えい)	○ 陰謀 (漏えい・探知収集)	○ 陰謀 (漏えい・探知収集)	○ 企て (共謀に相当する場合)
	○ 独立教唆 (漏えい・特定取得)	○ 独立教唆 (漏えい)	○ 独立教唆 (漏えい・探知収集)	○ 独立教唆 (漏えい・探知収集)	○ そのほか
	○ 煽動 (漏えい・特定取得)	○ 煽動 (漏えい)	○ せん動 (漏えい・探知収集)	○ せん動 (漏えい・探知収集)	
					○ 企て(単独犯)・命令・故意の容認・ほう助

各国の秘密保全法制における罰則の概要(米、英、独、仏)

国家秘密の漏えい

米 国防情報の漏えい
【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】

英 ①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、
④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報等の
公務員等による漏えい
【2年(略式手続の場合は6月)以下の自由刑若しくは罰金
又はこれらの併科】

独 国家機密の漏えい
【6月以上5年以下の自由刑(犯情の特に重い事案では、
1年以上10年以下の自由刑)】
公務員による秘密の漏えい
【5年以下の自由刑又は罰金】

仏 公務員等による国防上の秘密の漏えい
【7年以下の自由刑及び罰金】

加重類型(外国勢力への漏えい等)

米 外国政府への国防情報の漏えい
戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい
【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】

英 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の
漏えい
【3年以上14年以下の自由刑】

独 国家機密の外国勢力への漏えい
国家機密とはならない秘密の外国勢力への漏えい
【1年以上の自由刑(犯情の特に重い事案では、
無期又は5年以上の自由刑)】

仏 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい
【15年以下の自由刑及び罰金】

諸外国（米、英、独、仏）の立法府及び司法府における秘密保全

以下の記載は現時点で事務局において把握しているものである。

（立法府）

1 アメリカ

行政府の秘密を取り扱うプログラムを監視する情報委員会^{*1}等において行政府から秘密の伝達を受けるところ、当該委員会等に関係する議員、議会職員、議員スタッフが秘密を取り扱うことが想定される。

議会に秘密が伝達される場合、通常、委員会の長と行政機関の長は個別の協定又は規則に同意する。

適性評価（セキュリティ・クリアランス）について、議員は不要、議会職員及び議員スタッフについては上院では必要である。一方、下院では各委員会ごとの規定によるところ、例えば情報委員会に関係する議会職員及び議員スタッフは必要とされている。

国防情報の無権限の開示について、故意又は重過失の場合、合衆国法典による処罰の対象となる。

2 イギリス

議会が政府の秘密を取り扱うことは基本的にはないものの、各特別委員会において行政府の秘密の伝達を受ける可能性があり^{*2}、当該委員会に関係する議員、議員補佐官が秘密を取り扱うことが想定される一方、議会職員が秘密を取り扱うことは想定されていない。

議会に秘密が伝達される場合、議会は、政府が定める「セキュリティ・ポリシーの枠組み」に基づく秘密保全措置を講じる必要がある。

適性評価について、議員は不要、議員補佐官は必要である^{*3}。

無権限かつ害を及ぼす秘密の開示について、1989年公務秘密法が適用となり、故意・過失を問わず処罰の対象となる。

*1 上下各院に設置され、15名以下の上院議員、21名以下の下院議員から構成される。政府のインテリジェンス活動の調査を行い、その諸活動についての報告を受ける。

*2 議会の機関ではないが、情報保安委員会（内閣府職員が事務局を務める）は、上下両院の議員9名で構成され、情報機関の支出、運営及び政策の審査等を任務とする。情報機関の長は、同委員会に対し、機微情報又は担当大臣が非開示決定をしている情報を除き、同委員会から要求された情報を提供する。

*3 議会職員については秘密の取扱いは想定されておらず、その意味で適性評価の対象とはならないが、それとは別に、議会建物内への立入りに係る適性評価を受けることが必要とされている。

3 ドイツ

連邦議会監視委員会^{*4}等において行政府から秘密の伝達を受けることがあるところ、当該委員会に関係する議員、議会職員、議員秘書が秘密を取り扱うことが想定される。

議会に秘密が伝達される場合、連邦議会事務規則に基づいた秘密保全措置が講じられている。

適性評価について、議員は不要、議会職員及び議員秘書は必要である。

連邦議会議員については連邦議会事務規則、議会職員及び議員秘書については連邦公務員法あるいは秘密を開示しない旨の誓約によって守秘義務が課される。いずれも無権限の秘密の開示については、重要な公益を害する場合、故意・過失を問わず刑法による処罰の対象となる。連邦議員が守秘義務違反に問われるには、委員会の決議及び連邦議会議長の同意が必要とされる。

4 フランス

議会情報委員会^{*5}に対して行政府から国防秘密が伝達され、議会情報委員会を構成する議員、同議員を補助するために指定を受けた議会職員が秘密を取り扱うことが想定される。

国防秘密の伝達を受ける場合、その取り扱いに係る法律及び規則の遵守が求められる。

適性評価について、議会情報委員会を構成する議員は不要、右を補助する議会職員は必要である。

国防秘密の無権限の開示について、故意・過失を問わず刑法による処罰の対象となる。

(司法府)

1 アメリカ

秘密が開示される司法手続において行政府の秘密が取り扱われることがあり、上記手続に関係する裁判官、裁判所職員、弁護士が秘密を取り扱うことが想定される。

適性評価について裁判官は不要、裁判所職員及び弁護士は必要である。

国防情報の無権限の開示について、故意又は重過失の場合、合衆国法典による処罰の対象となる。

2 イギリス

1989年公務秘密法に基づく訴追など、秘密が開示される司法手続において行政府の秘密が取り扱われることがあり^{*6}、上記手続に関係する裁判官、裁判所職員、弁護

*4 特別法に基づき設置され、連邦議員 9 名で構成される。連邦政府は同委員会に対して活動内容・重要案件等の報告義務があり、同委員会の要求に基づいて情報を提供する。

*5 2007年に新設された上下両院合同の委員会、上下両院議員各 4 名で構成される。情報機関の一般的な活動及び会計・組織を精査することを任務とする。

*6 この他に、裁判官は、政府によって特別に任命される役職（例：通信傍受に関する不服申し立てを取り扱う行政審判所の所長）等に関し、秘密を取り扱うことがある。

士等（法廷弁護士・特別代弁人・その他の法的代理人）が秘密を取り扱うことが想定される。

適性評価について、裁判官は不要、裁判所職員及び弁護士等は必要である。

無権限かつ害を及ぼす秘密の開示について、1989年公務秘密法が適用となり、故意・過失を問わず処罰の対象となる。

3 ドイツ

民事・刑事裁判手続等において、行政府の秘密が取り扱われることがあり、上記手続に係る裁判官、裁判所職員、弁護士が秘密を取り扱うことが想定される。

適性評価について、裁判官及び弁護士⁷は不要、裁判所職員は必要である。

裁判官及び裁判所職員は、無権限の秘密の開示について、重要な公益を害する場合、故意・過失を問わず刑法による処罰の対象となる。弁護士は秘密を開示しない旨の誓約書に署名した場合は同様に刑法による処罰の対象となる。

4 フランス

行政府からの秘密の伝達は想定されない。

（司法府が国防秘密の伝達を要請する場合、主務大臣は国防秘密の指定の解除につき判断し、解除が認められたもののみ司法府に伝達される。）

*7 弁護士は適性評価の対象とされていないが、秘密を開示しないことを誓約する文書への署名が求められる。

[別添 3]
関係法令

国家公務員法（抄）

自衛隊法（抄）

自衛隊法施行令（抄）

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（抄）

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（抄）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（抄）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（抄）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

～ （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

第百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第四 （第九十六条の二関係）

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）（抄）

（標記の方法）

第百十三条の二 法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三 法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。
- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。
- 四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。
- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。
- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- 一 防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。
- 三 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に

関する教育を行つていること。

四 防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関すること。

三 防衛秘密の伝達の手續に関すること。

四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

(防衛秘密管理者)

第百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者(以下この節において「防衛秘密管理者」という。)を指名するものとする。

(防衛秘密の指定に伴う措置)

第百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(防衛秘密の表示)

第百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

(防衛秘密の周知)

第百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(職員の範囲の指定)

第百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

(防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置)

第百十三條の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六條の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三條の二の規定による標記及び第百十三條の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第百十三條の十三 防衛秘密管理者は、第百十三條の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第百十三條の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（抄）

（定義）

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同

条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）

第六条 第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）（抄）

（秘密区分）

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に依りて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

（秘密区分の指定、変更及び解除）

第二条 国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。

2 前項の国の行政機関の長は、同項の規定により指定した秘密区分を変更することができる。

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密について、前三項の規定により秘密区分を指定し、変更し、又は解除したときは、必要に応じ、その旨を関係行政機関に通知しなければならない。

（標記）

第三条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件につき、これらが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨

の標記をしなければならない。

- 2 各省庁の長は、前条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、速やかに、前項の標記を変更し、又は抹消しなければならない。
- 3 第一項の標記の様式は、別記様式のとおりとする。

(通知)

第四条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件であつて、前条の規定による標記ができないもの若しくは標記をすることが適当でないものについては、関係者に対し、文書又は口頭により、これが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の通知をしなければならない。

- 2 各省庁の長は、第二条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、必要に応じ、速やかに、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

(掲示)

第五条 各省庁の長は、その管理する施設内にある特別防衛秘密に属する物件について、必要があるときは、その物件に近接してはならない旨の掲示を行うものとする。

(委託中における特別防衛秘密保護上の措置)

第六条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密を製作、修理、実験、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(特別防衛秘密保護上の措置の実施細目)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図面若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

- 1 前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

(注)日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(抄)

第三条

- 1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。

2 (略)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）（抄）

（定義）

第一条 この法律において「協定」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3 前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八条 第六条第一項の罪、同項に係る同条第三項の罪又は同条第一項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

別表

一 防衛に関する事項

イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況

ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備

ハ 部隊の任務、配備又は行動

ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ 編制又は装備の現況

ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

ロ 軍用通信の内容

ハ 軍用暗号

(注) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定【日米地位協定】(抄)第二十三条

(前略) 日本国政府は、その領域において合衆国政府の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。